

株式会社栄電社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8年 1月 1日～ 11年 5月 31日まで

2. 内容

目標1：計画期間における男性労働者の育児休業取得を1人以上とする。

＜対策＞

- 令和 8年 1月～ 育児休業制度の周知や情報提供を行う

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間5日以上とする。

＜対策＞

- 各年 5月 年次有給休暇の取得状況をとりまとめる
- 各年 10月 社内ネットワークなどで有給休暇取得予定表の掲示や、有給休暇取得促進を行う

目標3：若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供。

＜対策＞

- 各年 11月～ 受け入れ体制について検討開始
受け入れを行う部署への説明及び体制作り
関係行政機関、学校との連携
見学及びインターンシップの受け入れ開始